

紛争と共感と魔法の話

和田安弘 大阪府立大学 大学院人間社会システム科学研究科 教授



はじめに

記憶に残る本がある。日本では『ゲド戦記』という題名で知られている一連の作品である。稀有な才能をもつゲドという一人の男に起こるさまざまな出来事が語られるが、そのすべてに、時代や文化の差異を超えて、深い人間理解に通じる象徴性が感じられる。存在ということの神秘、名前に備わる真の意味、光と闇（生と死）の相補性などに向けられた洞察が、自分というものを知ろうとする主人公の目を通して、魔法や魔術の世界を背景に展開する。その着想は、その後ベストセラーとなった『ハリー・ポッター』シリーズの世界にもつながるように思われる¹⁾。これらの作品においては、普通ではありえないことが起こる魔法の世界の魅力に多くの人が引き込まれていくことだろう。魔法そのものの位置づけに若干の違いはあるが、魔法の話は二つの作品に共通であり、興味深くかつ不可欠の舞台設定である。しかしそれだけ

ではない。そこにおいては、魔法の持つ日常性と非日常性の交錯の中に、人間とは何かという主題が取り上げられ語られているのである。『ゲド』ではその主題に正面から向き合って、そして『ハリー』では話の展開に重なる透かし絵のように。

もともと人間理解と魔法はどこかでつながっているのかもしれない。そう思って普段の生活を見なおすと、私たちの身の周りでもごく当たり前に「魔法」が行われていることに気がつく。例えば、誰かの笑顔に接して、沈んでいた気分が一気に晴れることもあるだろうし、その逆もありうる。一言で、あるいは一つの振舞いから、世界が変わることだってあるに違いない。それでいて、それが魔法だと思う人はほとんどいないように思われる。日常の中に起こりうる共感という魔法。それはどのようにして生じ、どのような意味を持ち、どのような人間理解につながるのか。ここでは、この問題を紛争処理論の視点から論じてみたい。紛争を処理し解決することと身近な共感を

実現すること、これらのことを一つの繋がりとして捉える。そこに「リアリティの共有」という方向性が見えてくる。



1. 「リアリティ」とその「共有」とは

リアリティとは何か。それを説明するために、リアリティ（「現実」）とファクト（「事実」）を対比させてみよう。ファクトとは、我々の認識の対象となりうる現象そのもののことである。つまり、ファクトとは、我々の認識の外に位置し、その認識の誘因となりうる素材のようなものであり、人間の意識とは別次元に、いわば客観的に存在・生起している何事かである。言うならば、それは“事実そのもの”であって、自然に在る・起こることも、また何らかの意図が関与して生じることもあるであろう。雨が降る、雨に降られて風邪をひく、それで医院を訪れる、薬で快方に向かう。これらすべてにファクトとしての次元が備わっている。人間は、そうしたファクト（の一断面）を刺激として受け取って、そのファクトに対応するリアリティをその時どきに形成するのである。雨に顔をしかめる人もいれば（時もあれば）、それに風情を感じる人もいる（時もある）。受けた刺激からリアリティを形

成する仕組みの構造そのものは安定しているとしても、その形成過程には感覚や認識などの媒介項がいくつも存在し、生成されるリアリティのありように大きく影響する。

リアリティの形成過程で作用するものは、基本的には、人間のもつ感覚（五感）であるが、その感覚過程は、社会規範や文化などと呼ばれる社会的背景を伴っており、個々人の感覚ではあっても、社会的要素から完全に自由ではありえない。また同じ文化の中で育った人間でも、家庭環境や人間関係のありようは多様であり、そこに、もともとある個々人の身体的条件（知覚能力や身体能力など）も影響することになる。こうしてリアリティ形成は必然的に複雑で多様なものとならざるを得ず、結論的には、まさに「人の数だけリアリティがある」ということになるのである²⁾。

したがって、複数の人間が「同じもの・こと」を見ても、その人たちが同じもの・ことを見る（見てとる）ことにはならないのが普通である。そんなことはない、確かに同じもの・ことを見ている（見てとっている）、と思う人も少なからずいるであろう。しかしそのように思うのは、そのリアリティの違いを微細に検証する作業が日常生活の中ではほとんど行われず、リアリティの違いに気づく機会が非常に少ないからで

ある³⁾。日常的に起こりうる誤解のほとんどは、このことに原因があると言える。こうして、異なるリアリティは、異なることが自覚されることもないままに、日常の「当たり前」の中に埋没して見えにくくなることが多い。しかし、それによって「人の数だけリアリティがある」という原理が変わることはない。実際のところ、特に紛争処理の過程においては、その違いは凄まじいまでに存在感を放ち、人の数だけリアリティがあるということが誰の目にも明らかになることは珍しくない⁴⁾。

紛争処理には、大別して二つの方式がある。訴訟のような「裁定」と、調停や和解などの「合意」による紛争解決がそれである。前者は、紛争を「処理」し社会秩序を回復する（社会の中の法を明らかにするという重要な機能を帯びた）装置であり、異なるリアリティに対しては強権的に黑白をつける仕組みである。これに対して、合意を基本として問題を「解決」しようとする後者（ADRと呼ばれる代替的紛争処理＝裁判外紛争処理）においては、こうした異なるリアリティの衝突に対処する強権的手段は備わっていない。したがって、裁定によらず合意によって紛争を解決しようとするならば、当事者は、他者の「リアリティ」を自らも「共有」するという困難な課題を

抱え込むことになる。つまり、単なる「処理」ではなく紛争を真に「解決」するためには、多様なリアリティを相互に共有する（互いの思いを認識しあう）ことがどうしても必要になるのである。当事者が夫婦でも親子でも友人でも同じであり、民族間でも国家間でも、その原理に変わりはない。これは単純な「真実」⁵⁾であり、紛争処理に関する実証研究に基づく考察から得られた大きな気づきであった⁶⁾。

◆ 2. スミスの視点とミルの主張

しかし、私自身のこうした気づきよりはるか以前に、「リアリティの共有」の重要性を訴えていた思想家がいた。例えば、A・スミスは1759年初版の『道徳感情論 *The Theory of Moral Sentiments*』において、「同感 *sympathy*」という概念を、人間社会の諸問題を考察する際の出発点として位置づけている。道徳感情論の冒頭にあたる第1部第1篇で述べられていることは、以下のようにまとめることができる。——人は同感することおよびされることに喜びを見出す。同感が成立するのは、他者のする、心の動きの原因となる対象の感じとり方に「適宜性」（正しく当然のこと、という感覚）があると

判断できる場合であり、その判断は、自らの感じとり方に照らして行われるものである。その両者が呼応するためには、同感する側に相手の感情を思いやる気持ちが、同感される側に自らの感情の昂りを抑制する気持ちが、ともに必要である。この気持ちは、感受性の徳と自己規制の徳につながるものであり、これらの徳こそが人間世界の感情対立に調和をもたらすものである。自他の気持ちが、まったく同じもの（同音）になることはないが、協和するもの（協和音）にはなりうる。同感が成立するためには、その協和こそが求められるべきものなのである。

スミスは、このように道徳感情論を、「リアリティ」とその「共有」についての議論から始めている。そしてこの基本姿勢は、道徳感情論に限らず、その展開（各論）として位置づけることのできるいわゆる『国富論』（『諸国民の富の性質と原因に関する研究 *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*』1776年初版）にまで及ぶ⁷⁾。

また、『道徳感情論』初版の公刊からちょうど100年後に出版されたJ・S・ミルの『自由論 *On Liberty*』においても、社会的な「強制」より個人の「生き方を互いに認めあう」ことの有益性が強調されているのである。ミルはこう述べている⁸⁾。「人が良いと思う

生き方をほかの人に強制するよりも、それぞれの好きな生き方を互いに認めあうほうが、人類にとって、はるかに有益なのである。」

原文を参照するとさらに微妙なニュアンスも伝わってくる。“Mankind are greater gainers by suffering each other to live as seems good to themselves, than by compelling each to live as seems good to the rest.”⁹⁾ここに「(苦痛や被害を) 被る」ことを意味する“suffer”という言葉があることに注目したい。これは、互いの自由を認めあうことは、互いに(被害を) 被ることだという認識を基本とした世界観なのである。それでいて、それでもなお、その「被害」を甘受したほうが、「社会性の強制(社会レベルで共有されると想定される大多数の利益を各個人に押しつけること)」を志向するよりも、得られるものは大きい、と言っているのである。ミルは、基本的には功利主義の発想に基づいてこのように判断しているが、それは単に利に適うだけではなく、それが人間社会にとって理にも適うことなのだと言っているのである。



3. 紛争処理と「リアリティの共有」

このように、相互理解に基づく社会秩序

や紛争解決の基礎として「リアリティの共有」はある。したがって、互いのリアリティを否定するような敵対関係にある者や社会の間では、その「共有」は当然に難しい。さらに言えば、共通の社会秩序のもとにおいても、「リアリティの共有」には、ある本質的な困難が伴うのである。

人間は一つの事実 (F) から、それぞれ自分なりの現実 (R) を受けとめるが、その認識形成の過程で、所与としての個人的条件 (知覚認識能力やそのときの心身の状態など) と社会的条件 (当該の個人を取り巻く社会規範や文化などのありよう) が決定的に作用する。したがって、これらの条件が似かよった人間であれば、例えば同性で、同じ世代で、同じ文化の中で育った者同士であれば、と範囲を限定していくと、いつの間にか「人の数だけリアリティがある」という原理を離れて、FとRが1対1に対応しているかのような錯覚に陥る。似たような身体的条件の下で、同じような社会的条件に制約されるならば、一つの事実が「共通の現実」、いわば「大文字のルール (R)」に収斂されがちになるからである。日常の会話でも「それって当たり前でしょう」とか「普通そうでしょ」とかいった類の発話をよく耳にするのはこのためである。

それでもなお、実際のRは、あくまで一人

ひとりの現実であり、いわば「小文字のルール (r)」とも呼ぶべき存在なのである。ところが、特に大人の世界 (社会化された人間が形成する社会) にあっては、「r」の存在を忘れてしまったかのように「R」の世界で生きていく人が多いように思われる。こうして「r」が「R」の陰に隠れてしまい、リアリティということに十分な注意が向けられないままに日常が進行していく。しかし、それで世界が完結しているわけではない。その「R」も厳密には真に「共通の現実」であるよりも各人が「共通」と思っている「現実」に過ぎないのであり、それなりに安定している日常の秩序に乱れが生じる紛争の局面では、「R」では掬いきれないものが「r」本来の姿でマグマのように噴出してくることになる。したがって、その混乱に対処するためには、表面的な「R」にとどまることなく、当事者が相互にそれぞれの「r」の世界に目を向けなければならない。真の紛争解決のためには、その「小文字のルール」の一つひとつが何であるかを知り、相互にそれを尊重することが必要になるのである。これこそが「リアリティの共有」ということの実践的な意義であり、それが果たされるところでは、紛争処理過程を含む生活全体の中で、私たちは、控えめでありながら強力な「魔法」を手にすることになるであろう。



4. 紛争と感情と魔法の杖

紛争当事者が互いのリアリティを知り、それを尊重するためには、当事者相互に信頼や尊敬の気持ちがあること（少なくとも、不信や軽蔑の気持ちに支配されていないこと）が前提として必要となる。そして、そのような前提を成り立たせるためには、何よりも当事者の感情が適切に制御されていなければならない。感情の昂りは「リアリティの共有」を遠ざけてしまう。しかし、感情を制御することの難しさは誰でもが知っていることである。この困難な課題に紛争解決学はどのように対処しようとしているのか。ここでは「理屈を超えた次元へ“Beyond Reason”」と題された論考に着目して、その論点を確認しておきたい¹⁰⁾。

その議論の核心を要約すると、次のようになる。「感情」は「感じる」ものであり、「思う（思惟する）」ものではないため、感情そのものを制御することはきわめて難しい。そこで、感情そのものに立ち向かおうとするのではなく、「感情をもたらす元となるもの」、すなわち、人として生きていく上での5つの「核心的関心事“core concerns”」（①「感謝の気持ちを示されること、大切に思われ相応に扱われること“appreciation”」、②

「仲間として受け入れられること、敵対的に扱われないこと“affiliation”」、③「自律を認められ自分の判断が尊重されること、理由なく一方的に指図されることがないこと“autonomy”」、④「意義を否定されるような地位に貶められないこと、誇りを奪われないこと“status”」、⑤「自分でやりがいがあると感じられる役割を担えること“role”」）に注意を向け、それが満たされるように配慮する。

例えば、「感謝」の表出ひとつで、事態は大きく変わるのである。紛争状態にあるときは感謝する気持ちよりも否定的な感情に身をまかせてしまいがちであるが、然るべき感謝の気持ちを忘れなければ、相互に肯定的な感情を保てる可能性は常にある。また、誰でも、他者から差し出がましい振舞いをされれば気分を害するであろう。しかし、相手の「地位」と「自律」を尊重し、その「役割」に敬意を払い、我々は「仲間」という基本姿勢を示すことができれば、「核心的関心事」を考慮しない不用意な振舞いは抑制され、間接的にはあっても、感情を制御することができるようになるはずである。ここにも日常の魔法があり、それが広く使われる社会こそ、寛容で成熟した社会と言えるのではないだろうか。夢物語などではなく、魔法の杖は私たちの足元

にいくらでも転がっている。それを実際に手にとって、一言二言、(心の中で)呪文を唱えれば、世界は変わる。それもまた「真実」であるように思える。



おわりに

社会に起きる出来事はどれも複雑であり、その社会の中で実際に生きている一人ひとりの人間の思い(心のメカニズム)もまた単純ではない。しかし、社会の中で気持ちよく生きていくための原理は、意外なほどに単純明快である¹⁾。「リアリティの共有」から望ましいと思える行動変容が生じることに ついても、おそらく異論はないであろう。しかし、それを確実に実践するためには、それなりの修練が必要である。魔法使いになるための厳しい訓練のようなものではないが、ある種の覚醒が求められるであろう。気づきと言ってもよいかもしれない。そしていつかは、世界中で「リアリティの共有」が当たり前になり、「魔法」は魔法でなくなる。そんな日の来ることを願っている。

1) ゲド戦記の全作はアーシュラ・K・ル=グウィン(清水真砂子訳)『ゲド戦記』(岩波少年文庫、2009年)として邦訳にまとめられている。その原作は、1968年に出版された第1作(Ursula K. Le Guin, *A Wizard of Earthsea*

『影との戦い』)以降、1971年の第2作(*The Tombs of Atuan* 『こわれた腕環』)、1972年の第3作(*Farthest Shore* 『さいはての島へ』)、1990年の第4作(*Tehanu* 『帰還』)、2001年の第5作(*Tales from Earthsea* 『ドラゴンフライ』)および第6作(*The Other Wind* 『アースシーの風』)まで続いた。J・K・ローリング著『ハリー・ポッター』シリーズの原作は1997年の第1巻(J. K. Rowling, *Harry Potter and the Philosopher's Stone* 『ハリー・ポッターと賢者の石』)から2007年の第7巻(*Harry Potter and the Deathly Hallows* 『ハリー・ポッターと死の秘宝』)までであり、その邦訳(松岡佑子訳)も静山社から1999年以降に順次公刊され、2008年に完結している。

- 2) リアリティに関する議論は、拙著『紛争と共感のリアリティ』(大阪公立大学共同出版会、2012年)第1章第2節において理論的に詳述され、同『法社会学叙説』(同、2015年)第3講では、それに連なる日常レベルでの解説がなされている。
- 3) そのような差異の検証をあえてしようとする人が現れるならば、日常の秩序は多少なりとも乱されることになるので、常識的な社会人であればそれを嫌う傾向にある、とも言えそうである。
- 4) 紛争概念については、前掲拙著『法社会学叙説』に以下の説明がある。「自らの権利を侵害されたと認識する側(「被害者」)が、権利を侵害していると想定される側(「加害者」)を特定し、被害者が加害者に救済を求めて、その申し立てに対して後者が拒絶(ないし無視)の態度をとる場合、それが「紛争」である。個人間紛争を想定するのがもっともわかりやすいであろうが、当事者が集団や組織であっても、被害者と加害者を想定して被害者側の権利追求という図式に当てはめることで「紛争」を経験的探求の対象とすることは可能である。」(p.48) また、異なるリアリティが明らかとなる紛争処理過程の実相については、前掲拙著『紛争と共感のリアリティ』第2章で述べた事例などが参考となる。
- 5) 「真実(トゥルース)(T)」という言葉に関し

- ては、先に述べた「現実 (R)」と「事実 (F)」とともにセットとして「TRF問題」と呼ぶことにしている。前掲拙著『紛争と共感のリアリティ』第1章第2節冒頭（およびそこに付された注8）参照。
- 6) 私自身の研究を振り返ると、初期の事例研究（拙著『法と紛争の社会学』（世界思想社、1994年）第4章参照）に比べて、後年の研究（前掲拙著『紛争と共感のリアリティ』第2章参照）では「リアリティの共有」という視点が強調されていることが見てとれる。
- 7) 道徳感情論と国富論の位置づけに関しては、前掲拙著『紛争と共感のリアリティ』第4章冒頭部分を参照。
- 8) J・S・ミル（斉藤悦則訳）『自由論』光文社文庫、2012年、p.37.
- 9) John Stuart Mill, *On Liberty*, 1859 (Cambridge University Press, 1989), p.16.
- 10) Roger Fisher & Daniel L. Shapiro, *Beyond Reason*, Harvard Negotiation Project, 2005. (Penguin Books, 2006)（邦訳：印南一路訳『新ハーバード流交渉術』講談社、2006年）。本文において要約している論点については、原著pp.4-20参照。著者であるR・フィッシャーは、1980年代以降の紛争解決学に貢献した研究者として知られ、臨床心理学者D・シャピロとの共同研究はその研究の一つの到達点を示している。
- 11) A・スミスは「幸福とは何か」という問いに対して、先に言及した『道徳感情論』の第3部第3章において、「幸福は平静と享受にある“happiness consists in tranquillity and enjoyment”」(*The Theory of Moral Sentiments*, Dover Publications Inc., 2006, p.143)と直截に語っている。詳しくは前掲拙著『紛争と共感のリアリティ』第4章を参照。

プロフィール……………
 わだ・やすひろ 大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科 教授。東京都立大学法学部、同大学院社会科学部、米国ハワイ大学大学院社会学専攻（フルブライト奨学生）に在籍、東京都立大学法学部、大阪女子大学人文社会学部、大阪府立大学人間社会学部・人間社会学研究科などに在職。博士（人間科学）。専門は、紛争処理論、基礎法学（法社会学）。主な著書に『法と紛争の社会学』（世界思想社、1994年）、『紛争と共感のリアリティ — 「リアリティの共有」に関する法社会的考察 —』（大阪公立大学共同出版会、2012年）、『法社会学叙説 — 法と社会についての「蜜」談 —』（大阪公立大学共同出版会、2015年）他。